

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実、業務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることにも注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性や公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ホームページ等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠原 健治	90,700	58.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,710	5.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,128	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,289	2.78
ngi group株式会社	2,029	1.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,302	0.85
小割 洋一	1,300	0.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	984	0.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FEAC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	974	0.63
生田 将司	800	0.52

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 3月

業種 サービス業

(連結)従業員数 100人以上500人未満

(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

口支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、創業者であり代表取締役社長の笠原健治が議決権の過半数を所有する支配株主となっておりますが、少数株主保護のため以下の施策を実施しております。

「倫理規程」によって、取締役の利益相反行為を禁止しており、自己の利益と会社の利益とが衝突する、またはそのおそれのある行為を行ってはならない旨定めております。また、「取締役懲罰規程」において当該行為における罰則を設けております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中村 伊知哉	学者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
中村 伊知哉	——	デジタルメディアを中心とした研究に長年携わっており、インターネットメディアに造詣が深いほか、デジタルメディア事業会社の社外取締役も歴任しており、経営事項の決定及び業務執行の監督等に適任と考えております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

中村取締役は、2009年6月18日開催の定時株主総会において社外取締役に就任しており、就任以降開催された取締役会のほぼ全てに出席しております。取締役会においては、経営に関する重要事項の審議に際し、その知識経験に基づき助言を行うなど、意思決定に参画しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果報告を聴取するほか、適時に会計監査人と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるなど連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて当社の内部監査部門であるコーポレートデザイン室と意見・情報交換を行うとともに、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて報告を求めるなど、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携を密にとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
加藤 孝子	他の会社の出身者									○
磯崎 哲也	公認会計士				○					○
佐藤 孝幸	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
加藤 孝子	——	常勤の社外監査役として監査役監査体制の強化を図るために適任と考えております。
磯崎 哲也	——	公認会計士・税理士・システム監査技術者として高度な専門的知識に基づき監査体制の強化に適任と考えております。
佐藤 孝幸	——	弁護士・米国公認会計士として高度な専門的知識に基づき監査体制の強化に適任と考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役は、原則として月1回開催される取締役会に出席して取締役の業務執行の監視を行っております。また、常勤監査役は重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧・監査しております。この他、1ヶ月に1回以上の監査役会の開催や各監査役間で適宜連絡・連携をとっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬については、短期及び中長期的な株主価値の向上という要素も加味して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

2009年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役を支払った報酬 30百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外監査役のうち1名は常勤監査役として社内に常駐しており、法務部及び経理財務部を中心に、適宜該当部署・担当者に対して直接ヒアリングを行うとともに、同者から監査役に対して報告が行われております。今後も必要に応じた体制を布く予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 取締役会の開催

経営の合理性と経営判断の迅速化を図るため、毎月1回の定時取締役会に加え、重要な決議事項等が発生した場合、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款及び当社取締役会規程に規定された経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗確認、報告等を行っております。

(2) 監査役監査の実施

監査役会は、平成21年3月31日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役は定期的な監査役会の開催の他、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、監査法人及び内部監査担当者と連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査の組織体制として、コーポレートデザイン室を設置しております。同室では、内部監査を実施し、その結果の報告、内部監査指摘事項の改善状況の調査・報告を当社の取締役社長に行っております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等につとめ、会社の業績向上、遵法経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。

(4) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 原田 誠司

指定社員 業務執行社員 菊地 徹

また、当社の監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、会計士補等4名であります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第10期株主総会は平成21年6月18日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上に「IR情報」ページ< http://mixi.co.jp/ir >を設けており、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、決算説明会資料等を掲載しています。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは、経営管理本部内に設けているIR専門の部署で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「倫理規程」に規定しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□内部統制システムに関する基本的な考え方

以下に記載する内部統制システム構築の基本方針のもと、適正なコーポレート・ガバナンスを維持し、有効かつ効率的な企業活動、財務報告の信頼性確保ならびに法令遵守のための体制を整えることが不可欠と考え、内部統制システムの整備、機能の強化に努めることで、当社の社会的使命を果たしてまいります。当社は、今後も業務の適正性を確保していくとともに、より効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は監査役会設置会社として、取締役会の監督機能と監査役会の監視機能を通じて、取締役及び使用人の職務執行の適正性保持に努める。また、取締役社長直轄の内部監査担当部門としてコーポレートデザイン室を設置し、当該部門の内部監査の実施により、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「倫理規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
- (3) 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法を文書管理規程に定める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントに関する規程(「リスクマネジメント規程」)を制定し、リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として経営管理本部長を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、各部門の担当業務に関連して発生しうるリスクを把握、評価し、その低減に努めるものとする。
- (2) 残存リスクに関しては、これが顕在化した場合に備え、迅速に対応できる体制を整備するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役規程、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を定めることにより取締役の職務及び責任等の明確化を図る。また、取締役会規程を制定し、取締役会に付議すべき事項を定める。
- (2) 取締役社長は、取締役及び使用人が共有する全社的なビジョンを定め、これを浸透させると共に、各部門がこのビジョンの実現に向けて実施すべき施策を定め、これを四半期ごとに取締役社長がレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する体制とする。
- (3) 毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、各部門ごとの業務進捗会議を適宜行うことにより、早期の情報共有を図り、適時適切な経営判断ができる体制とする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の経営管理については、経営管理本部が担当部門としてその任にあたるほか、グループ会社の経営の管理に関する基本方針及びグループ会社の管理に関する規程(「グループ会社管理規程」)を制定し、これらに基づいて行うものとする。
- (2) 子会社は、当社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部監査担当部門に報告する。当社の内部監査担当部門は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (3) 内部監査担当部門は、子会社に内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び使用人の指示を受けない。
- (2) 監査役を補助すべき使用人の任命、人事考課及び異動については、監査役会の同意を得て決定するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
- (2) 監査役会は、月に1回定期的に開催するほか、必要に応じてこれを開催し、監査役は、取締役及び使用人から受けた報告について、監査役会にこれを報告するものとする。
- (3) 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- (4) 取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。

9. その他監査役を補助する体制

- (1) 監査役は、定期的に取締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- (3) 監査役会は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。
- (4) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

□内部統制システムの整備状況

上記の内部統制システム構築の基本方針に基づき、社内体制の整備を行っております。コンプライアンス体制の整備状況としては、「倫理規程」の策定、内部通報制度の構築・運用を行っております。リスク管理体制の整備状況としては、リスクマネジメント委員会を設置し、各部門の担当業務に関連して発生しうるリスクを把握、評価し、その低減に努めております。情報管理体制としては、「文書管理規程」を策定している他、個人情報漏洩についてのリスクを十分認識し、個人情報保護への体制を強化しております。また、当社独自のプライバシーポリシーを策定し、社内全体で運用体制を構築し、社内での情報の取り扱いに関する権限の設定や社内教育による啓蒙活動の実施により情報保護の徹底を図っております。

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記の方針のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「倫理規程」及び「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、反社会的勢力への利益供与を禁止する規定等、反社会的勢力や団体の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。社内体制としては、反社会的勢力による不当要求が生じた場合の対応部署を設け、組織的対応を行うとともに、警察庁・警視庁、弁護士、外部コンサルティング会社等に対する相談・支援要請等を行うものとしております。また、マニュアルの整備及び周知徹底ならびに取締役及び使用人に対して、適宜、教育及び研修を行っております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

